

人事よろず 相談室

雇用支援トータルアドバイザーに聞く

高齢雇用継続給付金の給付率の変更について

Q 高齢雇用継続給付金が、令和7年4月から給付率が最大15%から10%に引き下げられると聞きました。詳細について教えてください。

A 人出不足による高齢者活用の必要性や70歳までの就業機会確保努力義務の観点から、高齢雇用継続給付支給率の引き下げが行われることとなりました。詳細について以下に解説させていただきます。



社労士事務所 HANA
代表 久世 直子
特定社会保険労務士
第一種衛生管理者
キャリアコンサルタント

<<解説>>

◆改正の趣旨

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）による高齢者雇用確保措置の進展等を踏まえ、高齢雇用継続給付の給付率を見直します。

◆現状について

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金の75%未満となった状態で雇用を継続する高齢者に対し、65歳に達するまでの期間について、60歳以後の各月の賃金の最大15%が支給されます。

◆改正の内容

○令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その日時点で被保険者期間が5年以上ない方は、その期間が5年を満了することとなった日）を迎えられた方の高齢雇用継続給付金の給付率が最大15%から10%に引き下げられます。

※見直しにあたっては、高齢者の処遇改善に向けて先行して取り組む事業主に対する支援策とともに、同給付の給付率引き下げ後の激変緩和措置についても併せて講ずるとしています。

○65歳以上の高齢者の70歳までの就業確保措置に対する支援を雇用安定事業に位置付ける。（令和3年4月1日施行）

◆来年度からの運用について

60歳到達等時点の賃金月額（60歳に到達する前6か月間の平均）と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率（右の支給率早見表参照）を各月の賃金額に乗ずることにより、支給額がわかります。来年度からの定年再雇用の方への賃金設定においてご活用ください。

※支給限度額・最低限度額の取扱いについては、変更はありません。

◆今後の課題として

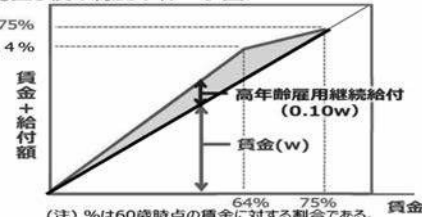
令和6年1月1日時点の日本の生産年齢人口は7457万3387人で、令和元年に比べて192万6441人（2.52%）減少しています。これまで以上に労働力不足の問題は、深刻な課題となっています。そのため、高齢者活用の必要性はますます高まっています。

これまでの定年後再雇用制度における賃金設計は、定年を理由として、労働日数、労働時間、責任の度合い、程度、業務範囲等の労働条件を変更することで賃金が改定できる仕組みを作り、そのうえで高齢雇用継続給付金により補てんする設計としてきた会社も多いことと思います。来年度から、高齢雇用継続給付金は段階的に縮小され、時期は未定ですが、今後廃止されることは決まっています。

人手不足倒産も生まれている現状において、人生100年時代を迎えるなか、意欲のある高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の構築が求められています。

今回の改正を機会として、高齢者が持つ自社独自の知識やノウハウ、ならびに卓越した技術を伝承する仕組みを構築していくために、人事制度の見直しをされてみてはいかがでしょうか。

<見直し後の制度のイメージ図>



見直し後
(令和7年4月施行)
賃金の原則10%
※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して
・70.4～75%：給付額は連続
・75%以上：支給しない

図：厚生労働省資料より抜粋

支給率早見表（令和7年4月1日以降）

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%